（収穫共済の共済掛金区分）

第百二十七条　収穫共済についての法第百四十九条第一項の農林水産省令で定める共済関係の区分は、次に掲げる区分とする。

一　類区分

二　引受方式の別

三　第百二十三条又は第百二十九条各号の規定により組合員又は共済資格者が申し出た割合の別

四　第百三十七条第二項の申出の有無の別

五　防災施設の有無及びその種類の別

（樹体共済の共済掛金区分）

第百二十八条　樹体共済についての法第百四十九条第一項の農林水産省令で定める共済関係の区分は、共済目的の種類とする。

（共済金の支払開始減収量）

第百二十九条　法第百五十条第一項の農林水産省令で定める数量は、次の各号に掲げる引受方式に応じ、組合員等ごと（地域インデックス方式にあっては、組合員等ごと及び統計単位地域ごと）に、当該各号に定めるものとする。

一　全相殺減収方式及び全相殺品質方式　当該組合員等の法第百五十条第一項の基準収穫量（以下この款において「基準収穫量」という。）に、百分の二十、百分の三十又は百分の四十のうち当該組合員等が法第百四十七条の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量

二　半相殺方式　当該組合員等の基準収穫量に、百分の三十、百分の四十又は百分の五十のうち当該組合員等が法第百四十七条の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量

三　地域インデックス方式　基準統計単収に隔年結果の状況を考慮して農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて得た数量に当該統計単位地域内に存する当該組合員等の樹園地の面積を乗じて得た数量に、百分の十、百分の二十又は百分の三十のうち当該組合員等が法第百四十七条の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量

（共済金額に対する共済金の支払率）

第百三十条　法第百五十条第一項の農林水産省令で定める率は、前条各号の規定により組合員等が申し出た次の表の上欄に掲げる割合に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

割合	率
百分の十	法第百五十条第一項の減収量（以下この条において「減収量」という。）の基準収穫量に対する割合に九分の十を乗じて得た率から九分の一を差し引いて得た率
百分の二十	減収量の基準収穫量に対する割合に四分の五を乗じて得た率から四分の一を差し引いて得た率
百分の三十	減収量の基準収穫量に対する割合に七分の十を乗じて得た率から七分の三を差し引いて得た率
百分の四十	減収量の基準収穫量に対する割合に三分の五を乗じて得た率から三分の二を差し引いて得た率
百分の五十	減収量の基準収穫量に対する割合に二を乗じて得た率から一を差し引いて得た率

（減収量の算定方法）

第百三十一条　法第百五十条第一項の減収量は、類区分ごとに、次に掲げるいずれかの方法により算定される数量とする。

一　組合員等ごとに、基準収穫量から第八十二条の準則に従い認定されたその年産における収穫量にその年産における果実の品質の程度に応じて農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて得た数量を差し引いて算定する方法

二　組合員等ごとに、第八十二条の準則に従い認定されたその年産における当該樹園地の収穫量が樹園地別基準収穫量（組合員等の樹園地ごとに、次条の農林水産大臣が定める準則に従い組合等が定める数量をいう。）に達しない場合におけるその差に相当する数量を、組合員等ごとに合計して算定する方法

三　樹園地ごとに、その年産の統計単収が基準統計単収に隔年結果の状況を考慮して農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて得た数量を下回る場合におけるその差に相当する単位面積当たり数量に、当該統計単位地域内に存する当該組合員等の樹園地の面積を乗じて算定する方法

四　統計単位地域ごとに、その年産の統計単収が基準統計単収に隔年結果の状況を考慮して農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて得た数量を下回る場合におけるその差に相当する単位面積当たり数量に、当該統計単位地域内に存する当該組合員等の樹園地の面積を乗じて算定する方法

（基準収穫量の設定方法）

第百三十二条　法第百五十条第一項の基準収穫量は、農林水産大臣が定める準則に従い、標準収穫量を基礎とし、隔年結果の状況その他の事情を勘案して定めるものとする。

（共済事故による果実の減収又は品質の低下）

第百三十三条　法第百五十条第二項の農林水産省令で定める果実の減収又は品質の低下については、第九十八条の規定を準用する。

（生産金額の算定方法）

第百三十四条　法第百五十条第二項の生産金額は、組合員等ごと及び類区分ごとに、第八十二条の準則に従い認定されたその年産における果実の生産金額とする。

（樹体共済の共済金の支払開始損害額）

第百三十五条　法第百五十条第五項の農林水産省令で定める金額は、十万円（共済価額の十分の一に相当する金額が十万円に満たないときは、当該相当する金額）とする。

（樹体共済の損害の額の算定方法）

第百三十六条　法第百五十条第五項の損害の額は、同条第六項の規定により当該樹体共済に係る共済責任期間の開始の時における当該共済事故に係る果樹の価額として組合等が定める金額（当該共済事故が第四十九条第六項に規定する損傷である場合には、この金額に、当該果樹の当該損傷を受ける直前における樹冠容積のうち当該損傷に係る部分に相当する部分の当該樹冠容積に対する割合を乗じて得た金額）により、算定するものとする。

（収穫共済の共済責任期間の基準）

第百三十七条　法第百五十一条第一号の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げる共済目的の種類に応じ、当該各号に定める期間を事業規程等で定めることとする。

一　りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、かき、くり、うめ、すもも及びキウイフルーツ　花芽の形成期から当該花芽に係る果実の収穫をするに至るまでの期間

二　うんしゅうみかん、いよかん及びびわ　春枝の伸長停止期から当該春枝の伸長停止期の属する年の翌年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間

三　なつみかん及びかんきつ類の果樹（いよかんを除く。次項第三号において同じ。）　春枝の伸長停止期から当該春枝の伸長停止期の属する年の翌々年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間

四　パインアップル　夏実の収穫期から当該夏実の収穫期の属する年の翌年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間

2　前項の規定にかかわらず、事業規程等で定めた場合は、半相殺方式の共済責任期間は、組合員又は共済資格者の申出により、次の各号に掲げる共済目的の種類に応じ、当該各号に定める期間とすることができる。

一　りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、かき、くり、すもも及びキウイフルーツ　発芽期から当該発芽期の属する年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間